

職員の懲戒処分について

このたび、本機構職員の不祥事案件について、当該職員に対し、下記のとおり処分を行いました。

市民の皆様にご迷惑をきたすと同時に、不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

記

1 地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
1	戒告	診療局 部長級 60歳代	令和2年8月28日、複数の職員に対し、理不尽な理由及び不適切な言動で強く叱責し、恐怖心と精神的苦痛を与え、職場環境を悪化させた。 また、令和元年11月29日、複数の職員に対し、業務時間を超えて30分以上も叱責し、精神的苦痛を与えた。 さらに、1人の職員に対し、無料通信アプリで不適切な文言を送信し当該職員を不快にさせたほか、当該職員に対する言動により、精神的苦痛を与えた。	地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則第48条第1号に該当
2	戒告	事務局 係長級 50歳代	令和3年1月1日、勤務終了後、事務室で残業していた職員に対してキスを行った。 当該職員は、その行為が原因で精神的苦痛、体調不良を訴えた。	地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則第48条第1号に該当

2 処分日

令和3年6月28日